

日税研実践ゼミ 2026年7月前半

令和8年度税制改正対応

# ミニマムタックス課税

極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置について

特定の基準所得金額の課税の特例（租税特別措置法 第41条の19）

税理士 土屋栄悦

令和8年（2026年）

# 制度の概要と趣旨

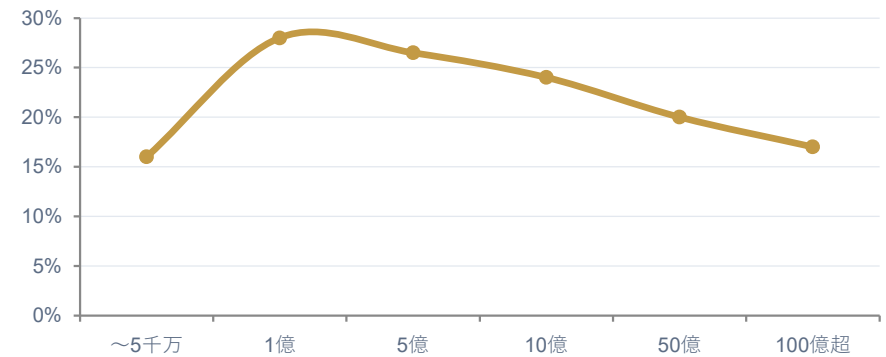
## 「1億円の壁」の是正

所得税は5～45%の超過累進税率。一方、株式等の金融所得は申告分離で概ね一律20.315%（所得税15%）に固定される。

このため合計所得が1億円を超えると金融所得の割合が高まり、所得税負担率がむしろ低下する逆転現象が生じていた。

垂直的公平（応能負担）の観点から、極めて高い所得に最低限の負担を求めするために令和5年度改正で創設された。

所得税負担率のイメージ（概念図）



### 根拠法令

租税特別措置法 第41条の19

### 適用開始

令和7年分以後の所得税

### 対象税目

所得税のみ（住民税は対象外）

# 課税の仕組み（基本算式）

$$\text{追加納税額} = (\text{基準所得金額} - \text{特別控除額}) \times \text{税率} - \text{基準所得税額}$$

上記がプラス（正の値）となる場合に、その差額を通常の所得税に上乗せして申告・納税する。

**復興特別所得税** 算式で出る差額（増加税額＝特例所得税額）は所得税の本体。第一表で復興特別所得税2.1%が乗るため、実際の追加納付 = **増加税額 × 1.021**。

## 1 基準所得金額を算定

総合課税 + 申告分離 + 申告不要分まで合算して所得を集計する。

## 2 特例税額を計算

$(\text{基準所得金額} - \text{特別控除額}) \times \text{税率} =$   
特例による税額。

## 3 差額を判定・納付

特例税額が基準所得税額を上回る部分を追加で申告納税する。

**最大の特徴** 申告分離課税・申告不要制度を適用した所得まで合算して判定する点（通常の確定申告書には現れない所得が判定に入る）。

# 基準所得金額とは（注1）

## ✓ 含めるもの（合算）

- 総所得金額（給与・事業・不動産・総合課税の配当/譲渡・一時・雑等）
- 退職所得金額・山林所得金額
- 申告分離課税の所得（上場株式等の譲渡・配当、一般株式等の譲渡、土地建物等の譲渡、先物取引 等）
- 申告不要を適用できる上場株式等の配当・譲渡（特定口座〈源泉あり〉を含む）

※ 申告不要制度を適用しないものとして計算。特別控除のある所得は特別控除後の金額（例：土地建物等譲渡の特別控除後）。

## ✗ 含めないもの（除外）

- 源泉分離課税の所得（源泉分離の利子所得・金融類似商品の差益 等）
- NISA（少額投資非課税制度）による非課税所得
- スタートアップ再投資（エンジェル税制）に係る非課税所得



**落とし穴** 特定口座（源泉あり）で申告不要としていても基準所得金額には合算が必要。通常の確定申告書には載らないため、集計から漏れやすい。

# 基準所得税額とは（注2）

計算書には「基準所得税額」が2つあり、**判定**と**納税額**で使い分ける。

**判定で使う** ⑱（注3の法令定義）

① **本体**：申告不要を除いて計算した申告書上の所得税額（外国税額控除前） + ② **源泉**：申告不要とした上場株配当・譲渡の源泉徴収税額 = ⑱（**基準所得税額**）

**判定**：⑲ = ⑮ - ⑱ > 0 で特例適用

**納税額で使う** ㉒（申告不要を含めて計算）

特例適用なら**申告不要は使えない**

全所得を申告して計算した税額（配当は申告分離15%+復興） = ㉒

**特例所得税額**：㉓ = ⑮ - ㉒

→ ㉔ = ㉐ + ㉓ を第一表 ㉔ へ

**判定（⑲ = ⑮ - ⑱）と納税額（㉓ = ⑮ - ㉒）で基準所得税額が入れ替わる** —— 特例適用後は申告不要が使えず全所得申告

**▲ 復興特別所得税の非対称性** 控除する基準所得税額（⑱・㉒とも）は復興特別所得税を含めて計算。一方、算式の税率（22.5%/30%）には復興分を含まない。

# 令和8年度改正による強化（令和9年分以後）

## 現行（令和7・8年分）

特別控除額

**3.3億円**

税率

**22.5%**

追加税額 = (基準所得金額 - 3.3億円) × 22.5% - 基準所得税額

## 改正後（令和9年分以後）

特別控除額

**1.65億円**

税率

**30%**

追加税額 = (基準所得金額 - 1.65億円) × 30% - 基準所得税額

## 対象者の拡大

控除額の半減と税率引上げにより、金融所得のみの場合の課税ラインは概ね「約10億円」から「約3.3億円」へ低下。所得6億円前後の層まで影響が及び、含み益の大きい不動産や株式の売却などの場合にも対象になり得る。

# 計算例（上場株式等の譲渡20億円のケース）

**前提** 上場株式等の譲渡所得20億円のみ・他の所得なし。住民税は対象外（本特例は所得税のみ）。金額は復興特別所得税を含む。

## 現行（令和8年分）

基準所得金額	20億円
基準所得税額（所得税＋復興）	3億630万円
特例税額（-3.3億）×22.5%	3億7,575万円

**特例税額（追加分）** **6,945万円**

## 改正後（令和9年分）

基準所得金額	20億円
基準所得税額（所得税＋復興）	3億630万円
特例税額（-1.65億）×30%	5億5,050万円

**特例税額（追加分）** **2億4,420万円**

※ 特例税額（追加分）＝特例税額－基準所得税額。同じ20億円でも実行年が令和9年以後になると追加負担は約3.5倍に拡大する。

# 設例 ① 適用判定表 兼 税額計算書

国税庁 記載例

## 特定の基準所得金額の課税の特例の適用がある場合の記載例

(収入に関する事項) (所得控除に関する事項)  
 ・ 不動産所得 (収入金額 5,000,000円) (所得金額 3,000,000円)  
 ・ 不動産所得 (収入金額 3,000,000円) (所得金額 3,000,000円)  
 ・ 上場株式等の配当等 (収入金額 1,050,000,000円) (源泉徴収税額 160,807,500円)  
 源泉徴収税額 160,807,500円

※租税特別措置法第8条の5及び第37条の1の5に規定する確定申告不要制度の対象となるものとする。

### 【特定の基準所得金額の課税の特例に関する適用判定表兼税額計算書】

#### 特定の基準所得金額の課税の特例に関する適用判定表 兼 税額計算書

○ この計算書は、租税特別措置法第14条の19の特例の対象とされる、申告する年の1年間に生じた全ての所得金額が3.3億円を超えていない場合、申告書と一緒に提出をお願いします。

1 基準所得金額の計算		所得の区分	金額	備考
総合課税の所得金額の計	①	3,000,000		① 租税特別措置法第14条の19及び第37条の1の5に規定する確定申告不要制度(以下「申告不要制度」といいます)を適用して、確定申告を要しない金額として申告しようとする所得がある場合は、その金額を申告しようとする必要はありません。
不動産所得	②			
上場株式等の配当等	③	1,050,000,000		③ 申告不要制度を適用しようとする所得に、申告不要制度の対象となる金額(以下「対象金額」といいます)がある場合は、その金額を申告しようとする必要はありません。
所得金額	④	1,053,000,000		
所得控除	⑤			
所得金額	⑥	1,053,000,000		
源泉徴収税額	⑦	160,807,500		
基準所得金額	⑧	1,053,000,000		
特例適用判定	⑨	1,053,000,000		
特例適用判定	⑩	1,053,000,000		
特例適用判定	⑪	1,053,000,000		
特例適用判定	⑫	1,053,000,000		
特例適用判定	⑬	1,053,000,000		
特例適用判定	⑭	1,053,000,000		
特例適用判定	⑮	1,053,000,000		
特例適用判定	⑯	1,053,000,000		
特例適用判定	⑰	1,053,000,000		
特例適用判定	⑱	1,053,000,000		
特例適用判定	⑲	1,053,000,000		
特例適用判定	⑳	1,053,000,000		
特例適用判定	㉑	1,053,000,000		
特例適用判定	㉒	1,053,000,000		
特例適用判定	㉓	1,053,000,000		
特例適用判定	㉔	1,053,000,000		
特例適用判定	㉕	1,053,000,000		
特例適用判定	㉖	1,053,000,000		
特例適用判定	㉗	1,053,000,000		
特例適用判定	㉘	1,053,000,000		
特例適用判定	㉙	1,053,000,000		
特例適用判定	㉚	1,053,000,000		
特例適用判定	㉛	1,053,000,000		
特例適用判定	㉜	1,053,000,000		
特例適用判定	㉝	1,053,000,000		
特例適用判定	㉞	1,053,000,000		
特例適用判定	㉟	1,053,000,000		
特例適用判定	㊱	1,053,000,000		
特例適用判定	㊲	1,053,000,000		
特例適用判定	㊳	1,053,000,000		
特例適用判定	㊴	1,053,000,000		
特例適用判定	㊵	1,053,000,000		
特例適用判定	㊶	1,053,000,000		
特例適用判定	㊷	1,053,000,000		
特例適用判定	㊸	1,053,000,000		
特例適用判定	㊹	1,053,000,000		
特例適用判定	㊺	1,053,000,000		
特例適用判定	㊻	1,053,000,000		
特例適用判定	㊼	1,053,000,000		
特例適用判定	㊽	1,053,000,000		
特例適用判定	㊾	1,053,000,000		
特例適用判定	㊿	1,053,000,000		

○ 計算の結果、申告書に提出する場合は特例の適用がありますので、申告書第2表の「特例適用判定等」欄に「特例適用」と書いてください。この計算書を使用した場合、申告書と一緒に提出をお願いします。

### ミニマムタックス (特定の基準所得金額の課税の特例)

設例 不動産所得 300万円 + 上場株式等の配当 10.5億円 (源泉徴収済・本来は申告不要可)

基準所得金額 ⑬ = 1,053,000,000 円

① 適用判定 —— 申告不要を「除いて」計算

⑮ (基準所得金額 - 3.3億) × 22.5% = 162,675,000

⑱ 基準所得税額 = 本体92,911 + 源泉160,807,500 = 160,900,411

⑲ ⑮ - ⑱ = 1,774,589 > 0 → 特例適用

② 税額計算 —— 申告不要を「含めて」全所得申告

⑳ 基準所得税額 (復興込) = 160,983,622

㉓ 特例所得税額 = ⑮ - ⑳ = 1,691,378

㉔ = 159,363,878 → 第一表 ㉔へ転記

### △ 復興特別所得税の取扱い

算式が出すのは ㉓ (所得税本体)。第一表㉔に算入後 × 2.1% が乗る。

追加納付の実額は ㉓ × 1.021 = 1,726,897 円

判定の floor (⑮) には1.021を掛けない (breakeven ≈ 10.33億円)。

特定の基準所得金額の課税の特例の適用がある場合の記載例

【第一表】

令和07年分の所得税等の確定申告書 (FA2205)

納税地: 東京都目黒区  
 住所: 東京都目黒区  
 氏名: 小林 太郎  
 職業: 会社員  
 所得の種類: 給与所得

所得金額等: 給与所得 3,000,000  
 所得控除等: 基礎控除 3,000,000  
 課税所得金額: 0

税額: 再差引所得税額 159,363,878  
 復興特別所得税 3,346,641  
 所得税及び復興特別所得税 162,710,519  
 源泉徴収税額 160,807,500  
 申告納税額 1,903,000

ポイント: 本特例の適用があることで、各種控除の適用要件である合計所得金額を超えることとなった場合、当該控除の適用はありません。(本設例では、本特例を適用した結果、合計所得金額が2,500万円を超えるため、基礎控除の適用はありません。)

ミニマムタックス (特定の基準所得金額の課税の特例)

### 税額の計算 (第一表)

- ④ 再差引所得税額 (基準所得税額) = **159,363,878**  
 ← 計算書 ④ の金額を転記
- ⑤ 復興特別所得税 = ④ × 2.1% = **3,346,641**
- ⑥ 所得税及び復興特別所得税 = **162,710,519**
- ⑨ 源泉徴収税額 = 160,807,500
- 申告納税額 = **1,903,000 円**

### ポイント

計算書④の金額をそのまま④へ転記する。  
 本特例の適用で合計所得金額が2,500万円超となり、  
 基礎控除の適用はない (設例では基礎控除ゼロ)。

特定の基準所得金額の課税の特例の適用がある場合の記載例

【第二表】

令和 07 年分の所得税及びその確定申告書

住所：〇〇市△△町×-××-×  
 氏名：コクセイ タロウ  
 国税 太郎

所得の内訳（所得税及び課税特別所得税の源泉徴収税額）

所得の種類	種目	額等	収入金額	源泉徴収税額
配当	株式等の配当	〇〇証券〇〇支店	1,050,000,000	160,807,500

総合課税の課税所得、一時所得に関する事項

所得の種類	収入金額	必要経費等	差引金額
総合課税の課税所得			

配偶者や親族に関する事項

氏名	続柄	生年月日	障害者	海外居住	特別住宅	住民税	控除
妻	配偶者						

本特例の適用がある場合は、「措法41の19」と記入します。

寄附金控除に関する事項

措法41の19

ミニマムタックス（特定の基準所得金額の課税の特例）

第二表の記載

特例適用条文等欄に「措法41の19」と記入

所得の内訳（配当）

〇〇証券〇〇支店 収入金額 1,050,000,000  
 源泉徴収税額 160,807,500

住民税に関する事項

配当割額控除額 = 52,500,000

ポイント

第二表の「特例適用条文等」欄に措法41の19を明記し、  
 計算書とともに確定申告書に添付して提出する。

# 設例 ④ 第三表（分離課税用）

国税庁 記載例

特定の基準所得金額の課税の特例の適用がある場合の記載例

【第三表】

令和 07 年分の 所得税及び 復興特別所得税の 確定 申告書 (分離課税用) FA2401

住所 〇〇市△△町X-XX-X  
 氏名 コバヤシ タロウ  
 職業 国税 太郎

第三表 (令和七年分用) 第三表は、申告書の第一表・第二表と一緒に提出してください。

収入金額		所得金額		課税される所得金額	
区分	金額	区分	金額	区分	金額
給与所得	1050000000	給与所得	1050000000	給与所得	1050000000
退職所得		退職所得		退職所得	
不動産所得		不動産所得		不動産所得	
雑所得		雑所得		雑所得	
合計	1050000000	合計	1050000000	合計	1050000000

税額の計算

区分	金額
給与所得	157500000
退職所得	
不動産所得	
雑所得	
合計	157500000

注: 本特例の適用がある場合、確定申告不要制度の適用はできませんので、全ての所得を記入する必要があります。

ミニマムタックス（特定の基準所得金額の課税の特例）

## 第三表の記載

- (74) 上場株式等の配当等 = 1,050,000,000
- (90) 配当の税額 (15%) = 157,500,000
- (94) 合計 = 157,672,500 → 第一表 ㉔へ

### ポイント — 申告不要は使えない

特例の適用がある場合、確定申告不要制度は適用できない。  
 本来は申告不要にできる上場株式等の配当も含め、  
**全ての所得を第三表に記入する必要があります。**

# 改正の影響：基準所得別の試算

他の所得がなく分離課税20.315%（土地・建物の長期譲渡・株式譲渡等）のみの場合の試算。（単位：万円）

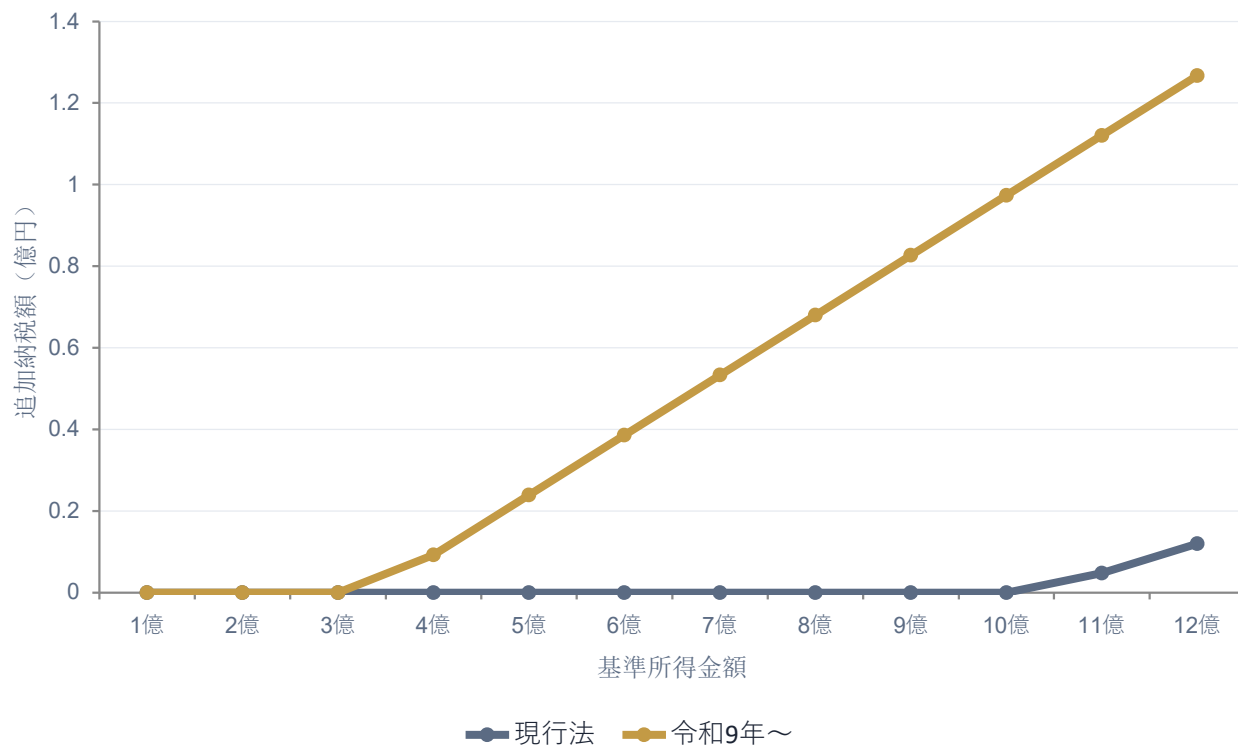
基準 所得金額	基準税額 (分離20.315%)	改正前 ミニマム (A)	改正後 ミニマム (B)	改正による 増加額 (B-A)
3億円	6,095	6,095	6,095	—
3.37億円 〈改正後境界〉	6,848	6,848	6,848	—
4億円	8,126	8,126	9,050	924
5億円	10,158	10,158	12,550	2,392
7億円	14,221	14,221	19,550	5,329
10億円	20,315	20,315	30,050	9,735
10.33億円 〈改正前境界〉	20,994	20,994	31,219	10,225
15億円	30,473	33,825	47,550	13,725
20億円	40,630	47,575	65,050	17,475
30億円	60,945	75,075	100,050	24,975
50億円	101,575	130,075	170,050	39,975

※ 「分離課税20.315%」= 所得税15%+復興0.315%+住民税5%。基準税額・A・B= 住民税（基準所得金額×5%）+ 所得税（復興込）。所得税（復興込）= 通常所得税（×15.315%）とミニマム本体（（基準所得金額-特別控除）×税率）のいずれか大きい方。

※ ミニマム本体は基準所得税額（復興込）との差額として追加課税するため、本体に重ねて復興税（×1.021）は上乗せしない。約3.37億円・約10.33億円は譲渡所得のみの場合に追加課税が生じ始める概算の分岐ライン（改正後・改正前）。住民税は本特例の影響を受けず一律5%。所得控除は考慮せず。

ミニマムタックス（特定の基準所得金額の課税の特例）

# 追加納税額カーブの比較（現行法 vs 令和9年～）



現行法（令和7・8年分）

**約10.33億円超で発生**

控除3.3億円・税率22.5%。対象は限られた超富裕層。

令和9年分以後

**約3.37億円超で発生**

控除1.65億円・税率30%。傾きが急で対象層が拡大。

12億円での比較

**1,197万円 → 1億2,672万円**

同じ所得でも追加負担は約10.6倍に。

# 間違えやすい論点

1

## 申告不要分の合算漏れ

特定口座（源泉あり）で申告不要とした上場株式等の譲渡益・配当も基準所得金額に算入する。申告書に現れず最も漏れやすい。

2

## 源泉徴収税額の加算漏れ

申告不要分の源泉徴収税額を計上忘れると、追加税額が過大に算出される。

3

## 除外所得の誤算入

NISA非課税分（上限1,800万円）・源泉分離課税・エンジェル税制非課税（上限20億円）は基準所得金額に含めない。

4

## 適用年分の取り違え

令和7・8年分は控除3.3億円・税率22.5%、令和9年分以後は控除1.65億円・税率30%。譲渡の収入計上年で適用区分が決まる。

5

## 住民税は対象外

本特例は所得税（及び復興特別所得税）のみ。住民税には及ばない。

6

## 復興特別所得税の取扱い

基準所得税額には復興特別所得税を含めて計算する一方、算式の税率（22.5%/30%）には復興分を含まない非対称構造。

7

## 所得金額と収入金額の混同

判定は譲渡益（取得費・譲渡費用・特別控除控除後の所得金額）ベース。売却代金そのものではない。



## まとめ

- 1 合算範囲が広い** 申告不要分まで合算して判定。通常の申告書に現れない所得が判定基礎に入る。
- 2 令和9年分から大幅強化** 控除額3.3億円→1.65億円、税率22.5%→30%。対象が所得6億円前後の層まで拡大する。
- 3 所得税のみ・概算に注意** 住民税は対象外。復興特別所得税は基準所得税額側のみ含む非対称構造を意識する。
- 4 実行年とシミュレーション** 譲渡・M&Aの実行年で負担が一変。顧問先への早期試算と予定納税減額申請の検討が重要。